

■ 労働者派遣

労働者派遣とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることをいい、派遣先に対し当該労働者を雇用させることを約してするものを含みません。

■ 派遣労働者数などの推移

労働者派遣法制定以来、派遣労働者数は増加の一途をたどっていましたが、平成 20 年秋の金融不安に端を発した世界的な景気後退から、いわゆる「派遣切り」が行われた関係で、平成 21 年度の派遣労働者数は、平成 20 年度に比べ約 97 万人(24.3%減)も減少しました。平成 22 年度から平成 24 年度にかけてもこの傾向は続き、派遣労働者数はさらに減少しました。平成 25 年度には前年度の派遣労働者数に比べ約 6 万人(2.6%増)、平成 26 年度にはさらに約 11 万人(4.6%増)増加したものの、依然横ばいで推移しています。

■ 労働者派遣法により禁止されている業務(適用除外業務)

適用除外業務について労働者派遣事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。また、許可の取消し、事業停止命令、改善命令の対象にもなります。

1. 港湾運送業務（例：船内荷役、はしけ運送等）
2. 建設業務（例：土木、建築、解体作業等）
3. 警備業法に掲げる業務（例：事務所等で盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務）
4. 病院等における医療関連業

※ただし、例外もあります。

■ 紹介予定派遣とは

紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が、労働者派遣就業を通じて派遣先に、派遣労働者の職業紹介を行う(ことを予定している)ものです。労働者派遣と人材紹介が一つの事業として認められる制度です。

職業紹介を伴いますので、紹介予定派遣を行う派遣元事業主は、労働者派遣事業の許可に加えて、職業紹介事業の許可又は届出が必要となります。(職業安定法第30条、第33条)

出典：東京都労働相談情報センターHP(http://manabu.metro.tokyo.jp/haken/menu_1.html)

労働者派遣事業を行う事業所ごとの情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供につきまして、以下のとおり提供いたします。

許可番号	派 13-313064
事業所の名称	株式会社コネクティル

※一般労働者派遣事業の許可日 平成30年12月1日

派遣労働者の数	0人
派遣料金の平均額（1人1日8時間あたり）	実績なし
派遣労働者賃金平均額（1人1日8時間あたり）	実績なし
マージン率の平均	実績なし
派遣先事業所の数	0件

平成31年1月1日現在

教育訓練の種類	対象者	実施方法	賃金支給	労働者の費用負担
入職時教育訓練	初めて当社で派遣就業される方	OFF-JT	有給	なし
職能別・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	OFF-JT	有給	なし